

民法（相続関係）等の改正に関する要綱案（案）

第 1 配偶者の居住権を保護するための方策**1 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策**

配偶者の居住権を短期的に保護するための方策として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 居住建物について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべき場合の規律

ア 配偶者短期居住権の内容及び成立要件

配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合において、その居住していた建物（以下 1 において「居住建物」という。）について配偶者を含む共同相続人間で遺産の分割をすべきときは、遺産の分割により居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から 6 か月を経過する日のいずれか遅い日までの間、居住建物の所有権を相続により取得した者に対し、居住建物について無償で使用する権利（注 1。居住建物の一部のみを無償で使用していた場合にあっては、その部分について無償で使用する権利。以下「配偶者短期居住権」という。）を有する。ただし、配偶者が相続開始の時ににおいて居住建物に係る配偶者居住権（後記 2）を取得したときは、この限りでない。

イ 配偶者短期居住権の効力

(ア) 配偶者による使用

- a 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用をしなければならない。
- b 配偶者短期居住権は、譲渡することができない。
- c 配偶者は、他の全ての相続人の承諾を得なければ、第三者に居住建

物の使用をさせることができない。

(イ) 居住建物の修繕等

- a 配偶者は、居住建物の使用に必要な修繕をすることができる。
- b 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、他の相続人は、その修繕をすることができる。
- c 居住建物が修繕を要するとき（aの規律により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、他の相続人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、他の相続人が既にこれを知っているときは、この限りでない。

(ウ) 居住建物の費用の負担

- a 配偶者は、居住建物の通常必要費を負担する。
- b 配偶者が居住建物について通常必要費以外の費用を支出したときは、各共同相続人は、民法第196条の規定に従い、その相続分に応じて、その償還をしなければならない。ただし、有益費については、裁判所は、他の相続人の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

ウ 配偶者短期居住権の消滅

- (ア) 配偶者がイ(ア) a又はcの規律に違反したときは、他の相続人は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者短期居住権を消滅させることができる。
- (イ) 配偶者短期居住権は、その存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡したとき（注2）又は配偶者が配偶者居住権を取得したときは、消滅する。
- (ウ) 配偶者は、配偶者短期居住権が消滅したとき（配偶者が配偶者居住権を取得したときを除く。）は、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、他の相続人

は、配偶者短期居住権が消滅したことを理由として居住建物の返還を求めることができない。

(イ) 配偶者は、(ウ)本文の規律により居住建物の返還をするときは、相続開始の後に居住建物に生じた損傷（通常の使用によって生じた損耗及び経年変化を除く。）を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が配偶者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(ロ) 配偶者は、(ウ)本文の規律により居住建物の返還をするときは、相続開始の後に居住建物に附属させた物を収去する義務を負う。ただし、居住建物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

(ハ) 配偶者は、(ウ)本文の規律により居住建物の返還をするときは、相続開始の後に居住建物に附属させた物を収去することができる。

(ニ) イ(ア) a 又は c の規律に違反する使用によって生じた損害の賠償及び配偶者が支出した費用の償還は、居住建物が返還された時から1年以内に請求しなければならない。

(ホ) (キ)の損害賠償の請求権については、居住建物が返還された時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(2) (1)以外の場合の規律

ア 配偶者が被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に無償で居住していた場合において、(1)以外のときは、配偶者は、居住建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者が後記イの申入れをした日から6か月を経過する日までの間、その者に対し、配偶者短期居住権を有する。ただし、配偶者が、相続開始の時に居住建物に係る配偶者居住権を取得したとき、又は欠格事由に該当し若しくは廃除によってその相続権を失ったときは、この限りでない。

イ 居住建物の所有権を相続又は遺贈により取得した者は、いつでも配偶者短期居住権の消滅の申入れをすることができる。

ウ 配偶者短期居住権の存続期間以外の規律は、(1)に同じ（注3）。

（注1）配偶者短期居住権によって受けた利益については、配偶者の具体的相続分からその価額を控除することを要しない。

（注2）配偶者の死亡により配偶者短期居住権が消滅した場合には、配偶者の相続人が配偶者の義務を相続することになる。

（注3）(1)において他の相続人が負担することとされている必要費又は有益費の負担者や配偶者短期居住権の消滅請求権等の主体は、居住建物の所有権を有する者となる。

2 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策

配偶者の居住権を長期的に保護するための方策として、次のような規律を設けるものとする。

(1) 配偶者居住権の内容、成立要件等

ア 配偶者は、被相続人の財産に属した建物に相続開始の時に居住していた場合において、次のいずれかに掲げるときは、その居住していた建物（以下2において「居住建物」という。）の全部について無償で使用及び収益をする権利（以下「配偶者居住権」という。）を取得する（注1）。ただし、被相続人が相続開始の時に居住建物を配偶者以外の者と共有していた場合にあつては、この限りでない。

(ア) 遺産の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき。

(イ) 配偶者居住権が遺贈の目的とされたとき。

(ウ) 被相続人と配偶者との間に、配偶者に配偶者居住権を取得させる旨の死因贈与契約があるとき。

イ 遺産の分割の請求を受けた家庭裁判所は、次に掲げる場合に限り、ア(ア)の審判をすることができる。

(ア) 共同相続人間に配偶者が配偶者居住権を取得することについて合意が成立しているとき。

(イ) 配偶者が家庭裁判所に対して配偶者居住権の取得を希望する旨を申し出た場合において、居住建物の所有者の受ける不利益の程度を考慮し

てもなお配偶者の生活を維持するために特に必要があると認めるとき。

- ウ 配偶者居住権の存続期間は、配偶者の終身の間とする。ただし、遺産の分割の協議若しくは遺言に別段の定めがあるとき、又は家庭裁判所が遺産の分割の審判において別段の定めをしたときは、その定めるところによる。
- エ 居住建物が配偶者の財産に属することとなった場合であっても、他の者がその共有持分を有するときは、配偶者居住権は、消滅しない。

(2) 配偶者居住権の効力

ア 登記請求権

居住建物の所有者は、配偶者に対し、配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負う。

イ 第三者対抗要件

配偶者居住権は、これを登記したときは、居住建物について物権を取得した者その他の第三者に対抗することができる。

ウ 妨害の停止の請求等

配偶者は、イの登記を備えた場合において、次に掲げるときは、それぞれ次に定める請求をすることができる。

- (7) 居住建物の占有を第三者が妨害しているとき その第三者に対する妨害の停止の請求
- (1) 居住建物を第三者が占有しているとき その第三者に対する返還の請求

エ 配偶者による使用及び収益

- (7) 配偶者は、従前の用法に従い、善良な管理者の注意をもって、居住建物の使用及び収益をしなければならない。ただし、従前居住の用に供していなかった部分について、これを居住の用に供することを妨げない。
- (1) 配偶者居住権は、譲渡することができない。
- (9) 配偶者は、居住建物の所有者の承諾を得なければ、居住建物の改築若しくは増築をし、又は第三者に居住建物の使用若しくは収益をさせることができない。

オ 第三者による適法な居住建物の使用又は収益

(7) 配偶者が適法に第三者に居住建物の使用又は収益をさせているときは、その第三者は、配偶者が居住建物の所有者に対して負っている債務の範囲を限度として、居住建物の所有者に対し、配偶者とその第三者との契約に基づく債務を直接履行する義務を負う。

(イ) (7)の規定は、居住建物の所有者が配偶者に対してその権利を行使することを妨げない。

(ウ) 配偶者が適法に第三者に居住建物の使用又は収益をさせていた場合には、居住建物の所有者は、配偶者居住権を合意により消滅させたことをもってその第三者に対抗することができない。ただし、配偶者居住権を消滅させた時に、居住建物の所有者が後記(3)アによって配偶者居住権を消滅させることができたときは、この限りでない。

カ 居住建物の修繕等

(7) 配偶者は、居住建物の使用及び収益に必要な修繕をすることができる。

(イ) 居住建物の修繕が必要である場合において、配偶者が相当の期間内に必要な修繕をしないときは、居住建物の所有者は、その修繕をすることができる。

(ウ) 居住建物が修繕を要するとき（(7)の規律により配偶者が自らその修繕をするときを除く。）、又は居住建物について権利を主張する者があるときは、配偶者は、居住建物の所有者に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。ただし、居住建物の所有者が既にこれを知っているときは、この限りでない。

キ 居住建物の費用の負担

(7) 配偶者は、居住建物の通常必要費を負担する。

(イ) 配偶者が居住建物について通常必要費以外の費用を支出したときは、居住建物の所有者は、民法第196条の規定に従い、その償還をしなければならない。ただし、有益費については、裁判所は、居住建物の所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

きる。

(3) 配偶者居住権の消滅

ア 配偶者が(2)エ(ア)又は(イ)の規律に違反した場合において、居住建物の所有者が相当の期間を定めてその是正の催告をし、その期間内に是正がされないときは、居住建物の所有者は、当該配偶者に対する意思表示によって配偶者居住権を消滅させることができる。

イ 配偶者居住権は、その存続期間の満了前であっても、配偶者が死亡したときは、消滅する(注2)。

ウ 配偶者は、配偶者居住権が消滅したときは、居住建物の返還をしなければならない。ただし、配偶者が居住建物について共有持分を有する場合は、居住建物の所有者は、配偶者居住権が消滅したことを理由として居住建物の返還を求めることができない。

エ 配偶者は、ウ本文の規律により居住建物を返還するときは、相続開始の後に居住建物に生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年変化を除く。)を原状に復する義務を負う。ただし、その損傷が配偶者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

オ 配偶者は、ウ本文の規律により居住建物を返還するときは、相続開始の後に居住建物に附属させた物を収去する義務を負う。ただし、居住建物から分離することができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りでない。

カ 配偶者は、ウ本文の規律により居住建物を返還するときは、相続開始の後に居住建物に附属させた物を収去することができる。

キ (2)エ(ア)又は(イ)の規律に違反する使用又は収益によって生じた損害の賠償及び配偶者が支出した費用の償還は、居住建物が返還された時から1年以内に請求しなければならない。

ク キの損害賠償の請求権については、居住建物が返還された時から1年を経過するまでの間は、時効は、完成しない。

(注1) 配偶者が配偶者居住権を取得した場合には、その財産的価値に相当する価額を相続したものと扱う。

(注2) 配偶者の死亡により配偶者居住権が消滅した場合には、配偶者の相続人が配偶者の義務を相続することになる。

第2 遺産分割に関する見直し等

1 配偶者保護のための方策（持戻し免除の意思表示の推定規定）

民法第903条に次の規律を付け加えるものとする。

婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が、他の一方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地（第1・2に規定する配偶者居住権を含む。）について遺贈又は贈与をしたときは、民法第903条第3項の持戻し免除の意思表示があったものと推定する。

2 仮払い制度等の創設・要件明確化

(1) 家事事件手続法の保全処分の要件を緩和する方策

家事事件手続法第200条に次の規律を付け加えるものとする。

家庭裁判所は、遺産の分割の審判又は調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁その他の事情により遺産に属する預貯金債権を当該申立てをした者又は相手方が行使する必要があると認めるときは、その申立てにより、遺産に属する特定の預貯金債権の全部又は一部をその者に仮に取得させることができる。ただし、他の共同相続人の利益を害するときは、この限りでない。

(2) 家庭裁判所の判断を経ないで、預貯金の払戻しを認める方策

共同相続された預貯金債権の権利行使について、次のような規律を設けるものとする。

各共同相続人は、遺産に属する預貯金債権のうち、その相続開始の時の債権額の3分の1に当該共同相続人の法定相続分を乗じた額（ただし、預貯金債権の債務者ごとに法務省令で定める額を限度とする。）については、単独でその権利を行使することができる。この場合において、当該権利の行使をした預貯金債権については、当該共同相続人が遺産の一部の分割によりこれを取得したものとみなす。（注）

（注）金融機関ごとに払戻しを認める上限額については、標準的な必要生計費や平均的な葬式の費用の額その他の事情（高齢者世帯の貯蓄状況）を勘案して法務省令で定める。

3 一分割

民法第907条第1項及び第2項の規律を次のように改めるものとする。

- (1) 共同相続人は、被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができる。
- (2) 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その全部又は一部の分割を家庭裁判所に請求することができる。ただし、遺産の一部を分割することにより、他の共同相続人の利益を害するおそれがある場合におけるその一部の分割については、この限りでない。

4 遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲

遺産の分割前に遺産に属する財産を処分した場合の遺産の範囲について、次のとおりの規律を設けるものとする。

- (1) 遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合であっても、共同相続人は、その全員の同意により、当該処分された財産が遺産の分割時に遺産として存在するものとみなすことができる。
- (2) (1)の規定にかかわらず、共同相続人の一人又は数人により(1)の財産が処分されたときは、当該共同相続人については、(1)の同意を得ることを要しない。

第3 遺言制度に関する見直し

1 自筆証書遺言の方式緩和

(1) 民法第968条に次のような規律を加えるものとする。

民法第968条第1項の規定にかかわらず、自筆証書に相続財産（民法第997条第1項に規定する場合における同項に規定する権利を含む。）の全部又は一部の目録を添付する場合には、その目録については、自書することを要しない。この場合において、遺言者は、その目録の毎葉（自書によらない記載がその両面にある場合にあっては、その両面）に署名し、印を押さなければならない。

(2) 民法第968条第2項の「自筆証書中の加除その他の変更」を「自筆証書（(1)の目録を含む。）中の加除その他の変更」に改めるものとする。

2 自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設

次のとおり、遺言書の保管制度を創設するものとする。

(1) 遺言者は、法務局に、民法第968条に定める方式による遺言書（無封のものに限る。）の保管を申請することができる（注1）（注2）。

(2) 遺言者は、遺言書を保管している法務局に対し、遺言書の返還又は閲覧を請求することができる。

(3) (1)の申請及び(2)の請求は、遺言者が自ら法務局に出頭して行わなければならない。

(4) 何人も、法務局に対し、次に掲げる遺言書について、その遺言書を保管している法務局の名称等（保管されていないときは、その旨）を証明する書面の交付を請求することができる（注3）。ただし、その遺言書の遺言者の生存中にあってはこの限りでない。

ア 自己を相続人とする被相続人の遺言書

イ 自己を受遺者又は遺言執行者とする遺言書

(5) 何人も、(4)のア及びイの遺言書を保管している法務局に対し、その遺言書の閲覧を請求することができる。ただし、その遺言書の遺言者の生存中にあ

ってはこの限りでない。

- (6) 何人も、法務局に対し、(4)のア及びイの遺言書に係る画像情報等を証明した書面の交付を請求することができる。ただし、その遺言書の遺言者の生存中にあってはこの限りでない。
- (7) 法務局は、(5)の閲覧をさせ又は(6)の書面を交付したときは、相続人等（(5)又は(6)の請求をした者を除く。）に対し、遺言書を保管している旨を通知しなければならない。
- (8) (1)により保管されている遺言書については、民法第1004条第1項の規定は適用しない。
- (9) その他制度創設に当たり所要の規定の整備を行う。

（注1）遺言書の保管の申請がされた際には、法務局の事務官が、当該遺言の民法第968条の定める方式への適合性を外形的に確認し、また、遺言書は画像情報化して保存され、全ての法務大臣の指定する法務局からアクセスできるようにする。

（注2）遺言書の保管の申請については、法務大臣の指定する法務局のうち、遺言者の住所地若しくは本籍地又は遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局に対してすることができるものとする。

（注3）遺言書の原本を必要としない(4)及び(6)の書面の交付の請求については、全ての法務大臣の指定する法務局に対してすることができるものとする。

3 遺贈の担保責任等

- (1) 遺贈義務者の引渡義務等について、次のような規律を設けるものとする。
 - ア 遺贈義務者は、遺贈の目的である物又は権利を、相続開始の時（その後に当該物又は権利について遺贈の目的として特定した場合にあっては、その特定した時）の状態を引き渡し、又は移転する義務を負う。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。
 - イ 民法第998条及び第1000条を削除する。
- (2) 民法第1025条ただし書の「詐欺又は強迫」を「錯誤、詐欺又は強迫」に改めるものとする。

4 遺言執行者の権限の明確化等

(1) 遺言執行者の一般的な権限等

ア 民法第1012条の規律を次のように改めるものとする。

遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。

イ 民法第1015条の規律を次のように改めるものとする。

遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずる。

ウ 遺言執行者の通知について、次のような規律を設けるものとする。

遺言執行者は、その任務を開始したときは、遅滞なく、遺言の内容を相続人に通知しなければならない。

(2) 個別の種類における権限の内容

特定遺贈又は特定財産承継遺言（遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させることを定めたものをいう。以下同じ。）がされた場合における遺言執行者の権限等について、次のような規律を設けるものとする。

ア 特定遺贈がされた場合

特定遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。

イ 特定財産承継遺言がされた場合

(ア) 遺言者が特定財産承継遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人が対抗要件を備えるために必要な行為をすることができる。

(イ) (ア)の財産が預貯金債権であるときは、遺言執行者は、(ア)に規定する行為のほか、当該預貯金の払戻しの請求及び当該預金又は貯金に係る契約の解約の申入れをする権限を有する。ただし、その解約の申入れについては、特定財産承継遺言の目的である財産がその預貯金債権の全部で

ある場合に限る。

(ウ) (ア)及び(イ)の規律にかかわらず、遺言者が遺言で別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

(3) 遺言執行者の復任権

民法第1016条の規律を次のように改めるものとする。

ア 遺言執行者は、自己の責任で第三者にその任務を行わせることができる。

ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

イ ア本文の場合において、第三者に任務を行わせることについてやむを得ない事由があるときは、遺言執行者は、相続人に対してその選任及び監督についての責任のみを負う。

第4 遺留分制度に関する見直し

1 遺留分減殺請求権の効力及び法的性質の見直し

(1) 遺留分侵害額請求権の行使

民法第1031条の規律を次のように改めるものとする。

遺留分権利者及びその承継人は、受遺者（特定財産承継遺言により財産を承継し又は相続分の指定を受けた相続人を含む。以下第4において同じ。）又は受贈者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の支払を請求することができる（注1）（注2）。

（注1）遺留分侵害額請求権は、現行法の遺留分減殺請求権と同様に形成権であることを前提に、その権利の行使により遺留分侵害額に相当する金銭債権が発生する。

（注2）遺留分侵害額請求権の行使により生ずる権利を金銭債権化することに伴い、遺贈や贈与の「減殺」を前提とした規定を逐次改めるなどの整備が必要となる。

(2) 受遺者又は受贈者の負担額

民法第1033条から第1035条までの規律を次のように改めるものとする。

受遺者又は受贈者は、次のアからウまでの規律に従い、遺贈（特定財産承継遺言による財産の承継又は相続分の指定による遺産の取得を含む。以下第4において同じ。）又は贈与（遺留分を算定するための財産の価額に算入されるものに限る。以下第4において同じ。）の目的の価額（受遺者又は受贈者が相続人である場合にあっては、当該価額から遺留分として当該相続人が受けるべき額を控除した額）を限度として、遺留分侵害額を負担する。

ア 受遺者と受贈者とがあるときは、受遺者が先に負担する。

イ 受遺者が複数あるとき、又は受贈者が複数ある場合においてその贈与が同時にされたものであるときは、受遺者又は受贈者がその目的の価額の割合に応じて負担する。ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときは、その意思に従う。

ウ 受贈者が複数あるとき（イに規定する場合を除く。）は、後の贈与に係る受贈者から順次前の贈与に係る受贈者が負担する。

- (3) 受遺者又は受贈者の請求による金銭債務の支払に係る期限の許与
裁判所は、受遺者又は受贈者の請求により、(2)の規定により負担する債務の全部又は一部の支払につき、相当の期限を許与することができる。

2 遺留分の算定方法の見直し

(1) 遺留分を算定するための財産の価額に関する規律

ア 相続人に対する生前贈与の範囲に関する規律

民法第1030条に次の規律を付け加えるものとする（注1）（注2）。

相続人に対する贈与は、相続開始前の10年間にされたものに限り、その価額を、遺留分を算定するための財産の価額に算入する（注3）。

（注1）相続人以外の者に対する贈与は、相続開始前の1年間にされたものに限り、また、相続人に対する贈与については、相続開始前の10年間にされたものに限り、原則として算入する。

（注2）民法第1030条後段の規律は維持する（同条後段の要件を満たす場合には、相続人以外の者に対する贈与については相続開始1年前の日より前にされたものも含め、相続人に対する贈与については相続開始10年前の日より前にされたものも含める。）。

（注3）相続人に対する贈与については、民法第903条第1項に規定する贈与（特別受益に該当する贈与）に限る。

イ 負担付贈与に関する規律

民法第1038条の規律を次のように改めるものとする。

負担付贈与がされた場合における遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与した財産の価額は、その目的の価額から負担の価額を控除した額とする。

ウ 不相当な対価による有償行為に関する規律

民法第1039条の規律を次のように改めるものとする。

不相当な対価をもってした有償行為は、当事者双方が遺留分権利者に損害を与えることを知ってしたものに限り、当該対価を負担の価額とする負

担付贈与とみなす（注）。

（注）民法第1039条後段の規律は削除する。

なお、イ及びウの規律は、1・(2)の受遺者又は受贈者の負担額を算定する場合にも準用する。

(2) 遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律

次のとおり、遺産分割の対象となる財産がある場合に関する規律を設けるものとする。

遺産分割の対象財産がある場合（既に遺産分割が終了している場合も含む。）には、遺留分侵害額の算定をするに当たり、遺留分から第900条から第904条までの規定により算定した相続分に応じて遺留分権利者が取得すべき遺産の価額を控除する（注）。

（注）なお、この規律を明文化するに当たり、遺留分侵害額を求める以下の計算方法についても明文化する。

（計算式）

遺留分＝（遺留分を算定するための財産の価額）×（民法第1028条各号に掲げる遺留分率）×（遺留分権利者の法定相続分）

遺留分侵害額＝（遺留分）－（遺留分権利者が受けた特別受益）－（遺産分割の対象財産がある場合（既に遺産分割が終了している場合も含む。）には具体的相続分に応じて取得すべき遺産の価額（ただし、寄与分による修正は考慮しない。））＋（第899条の規定により遺留分権利者が承継する相続債務の額）

3 遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する見直し

次のとおり、遺留分侵害額の算定における債務の取扱いに関する規律を設けるものとする。

1・(1)の請求を受けた受遺者又は受贈者は、遺留分権利者が承継する相続債務について免責的債務引受、弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、消滅した債務の額の限度において、遺留分権利者に対する意思表示によって1・(2)の規律により負担する債務を消滅させることができる。この場合におい

て、当該行為によって遺留分権利者に対して取得した求償権は、消滅した当該債務の額の限度において消滅する。

第5 相続の効力等（権利及び義務の承継等）に関する見直し

1 相続による権利の承継に関する規律

相続による権利の承継について、次のような規律を設けるものとする。

- (1) 相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、法定相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。
- (2) (1)の権利が債権である場合において、法定相続分を超えてその債権を承継した相続人が、遺言の内容（遺産の分割により当該債権を承継した場合にあっては、遺産の分割の内容）を明らかにして債務者にその承継の通知をしたとき（注）は、共同相続人の全員が債務者に通知をしたものとみなして、(1)の規律を適用する。

（注）遺言執行者は、遺言の執行として通知することができる。

2 義務の承継に関する規律

相続による義務の承継について、次のような規律を設けるものとする。

相続債権者は、民法第902条の規定による相続分の指定がされた場合であっても、各共同相続人に対し、その法定相続分に応じてその権利を行使することができる。ただし、その相続債権者が共同相続人の一人に対して指定相続分に応じて義務の承継を承認したときは、この限りでない。

3 遺言執行者がある場合における相続人の行為の効果等

民法第1013条の規律に次の規律を付け加えるものとする。

- (1) 遺言執行者がある場合には、相続財産の処分その他相続人がした遺言の執行を妨げる行為は無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することができない。
- (2) (1)の規律は、相続人の債権者（相続債権者を含む。）が相続財産についてその権利を行使することを妨げない。

第6 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

相続人以外の者が被相続人の財産の維持又は増加に一定の貢献をした場合について、次のような規律を設けるものとする。

- 1 被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした被相続人の親族（相続人、相続の放棄をした者、相続人の欠格事由に該当する者及び廃除された者を除く。以下「特別寄与者」という。）は、相続の開始後、相続人に対し、特別寄与者の寄与に応じた額の金銭（以下「特別寄与料」という。）の支払を請求することができる。
- 2 1による特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができる（注）。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したとき、又は相続開始の時から1年を経過したときは、この限りではない。
- 3 2本文の場合には、家庭裁判所は、寄与の時期、方法及び程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、特別寄与料の額を定める。
- 4 特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない。
- 5 相続人が数人ある場合には、各相続人は、特別寄与料の額に当該相続人の相続分を乗じた額を負担する。

（注）2の請求に関する手続を整備するに当たっては、家事事件手続法に、管轄、給付命令、即時抗告及び保全処分に関する規律を設ける。